給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

別表六(二十四) 令八・四・一以後終了事業年度分

期末現在の資本金の額又は出資金の額		1	円	適用可否				3	
期末現在の常時使用する従業員の数		2	人						
法人税額の特別控除額の計算									
雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「4」)		4	円	税額控除限度額の計算	令和8年3月31日以前に開始した事業年度の場合	第1項適用の場合	(14) ≧ 4 % の場合 (0.05、0.1又は0.15)	23	
比較雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「11」)		5					(18)≧10%又は(15)＝(17)＞0の場合で、かつ、(19)≧0.05％の場合 0.05	24	
雇用者給与等支給増加額 (4)－(5) (マイナスの場合は0)		6					プラチナくるみん又はプラチナえるぼしを取得している場合 0.05	25	
雇用者給与等支給増加割合 (6)/(5) ((5)＝0の場合は0)		7					税額控除限度額 (22)×(0.1＋(23)＋(24)＋(25)) ((14)＜0.03の場合は0)	26	円
調整雇用者給与等支給増加額の計算	調整雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「5」)	8	円			第2項適用の場合	(14) ≧ 4 % の場合 0.15	27	
	調整比較雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「12」)	9					(18)≧10%又は(15)＝(17)＞0の場合で、かつ、(19)≧0.05％の場合 0.05	28	
	調整雇用者給与等支給増加額 (8)－(9) (マイナスの場合は0)	10					プラチナくるみん又はえるぼし3段階目以上を取得している場合 0.05	29	
継続雇用者給与等支給増加割合の計算	継続雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「19の①」)	11				第3項適用の場合	特定税額控除限度額 (22)×(0.1＋(27)＋(28)＋(29)) ((14)＜0.03の場合は0)	30	円
	継続雇用者比較給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「19の②」又は「19の③」)	12					(7) ≧ 2.5 % の場合 0.15	31	
	継続雇用者給与等支給増加額 (11)－(12) (マイナスの場合は0)	13					(18)≧5％又は(15)＝(17)＞0の場合で、かつ、(19)≧0.05％の場合 0.1	32	
	継続雇用者給与等支給増加割合 (13)/(12) ((12)＝0の場合は0)	14					くるみん又はえるぼし2段階目以上を取得している場合 0.05	33	
							中小企業者等税額控除限度額 (22)×(0.15＋(31)＋(32)＋(33)) ((7)＜0.015の場合は0)	34	円
教育訓練費増加割合の計算	教育訓練費の額	15	円		令和8年4月1日以後に開始する事業年度の場合	第1項適用の場合	(14) ≧ 5 % の場合 (0.05又は0.15)	35	
	比較教育訓練費の額 (別表六(二十四)付表一「24」)	16					プラチナくるみん又はえるぼし3段階目以上を取得している場合 0.05	36	
	教育訓練費増加額 (15)－(16) (マイナスの場合は0)	17					税額控除限度額 (22)×(0.1＋(35)＋(36)) ((14)＜0.04の場合は0)	37	円
	教育訓練費増加割合 (17)/(16) ((16)＝0の場合は0)	18				第2項適用の場合	(7) ≧ 2.5 % の場合 0.15	38	
雇用者給与等支給額比教育訓練費割合 (15)/(4)		19					くるみん又はえるぼし2段階目以上を取得している場合 0.05	39	
							中小企業者等税額控除限度額 (22)×(0.15＋(38)＋(39)) ((7)＜0.015の場合は0)	40	円
控除対象雇用者給与等支給増加額 ((6)と(10)のうち少ない金額)		20	円	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)				41	
雇用者給与等支給増加重複控除額 (別表六(二十四)付表二「12」)		21		当期税額基準額 (41)×20/100				42	
差引控除対象雇用者給与等支給増加額 (20)－(21) (マイナスの場合は0)		22		当期税額控除可能額 ((26)、(30)、(34)、(37)又は(40))と(42)のうち少ない金額)				43	
				調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑲」)				44	
				当期税額控除額 (43)－(44)				45	
				前期繰越分	差引当期税額基準額残額 (42)－(43)			46	
					繰越税額控除限度超過額 (別表六(二十四)付表一「25の計」)			47	
					同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((46)と(47)のうち少ない金額) ((4)≦(5)又は(5)＝0の場合は0)			48	
					調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑱」)			49	
					当期繰越税額控除額 (48)－(49)			50	
				法人税額の特別控除額 (45)＋(50)				51	